

## 文部科学省科学研究費補助金の応募資格について

文部科学省科学研究費補助金（奨励研究除く）の応募資格について、以下の表のとおりとします。（2009年2月6日 学術院長会決定・2011年3月31日変更・2011年5月10日追加変更）

学内資格	所属形態	研究 代表者	研究 分担者	連携 研究者	研究 協力者	留意事項
【常勤：専任】 教授・准教授・専任講師・ 特任教授	本学に常 設された 教育研究 組織に所 属する	○	○	○	○	
【常勤：任期付】 教授・准教授・講師・助 教・助手		○	○	○	○	
【常勤：任期付】 インストラクター		×	×	×	○	
【非常勤：任期付】 客員教授・客員准教授・ 客員講師		○	○	○	○	
非常勤講師		×	×	×	○	
【非常勤：任期付】 インストラクター		×	×	×	○	
【常勤：任期付】 上級研究員・主任研究 員・次席研究員・研究助 手	本学に期 限付きで 設置され た研究組 織に所属 する・常 設された 教育研究 組織に所 属し、期 限付きプ ロジェク トのため に雇用さ れている	○	○	○	○	
【非常勤：任期付】 客員上級研究員・客員主 任研究員・客員次席研究 員		○	○	○	○	
招聘研究員・招聘研究教 授		×	×	×	○	各センター・研究所 等嘱任の研究員
日本学術振興会特別研究 員（DC1・DC2・PD等）		×	×	×	○	文科省等公募要領等 に基づく。
研究補助員（RA）・グローバ ルCOEリサーチアシスタント（RA）等		×	×	×	○	
名誉教授		○	○	○	○	

高等学院・本庄高等学院・芸術学校・川口芸術学校本属専任教員は、「奨励研究」のみの応募資格を有します。

○：資格がある。 ×：資格がない。（厚生労働省・環境省科学研究費補助金等については、上記の表に準ずる。）

《本学において研究代表者・研究分担者・連携研究者の資格を得る（研究者番号を取得する）ための条件》

- ①原則として、本学を本属とすること。
- ②本学において、研究活動を行うことを職務に含むこと。（有給・無給は問いません。但し研究の補助を除く。）
- ③研究活動を遂行できる環境（研究場所等）が整備されていること。
- ④外部資金（競争的資金間接経費による雇用者を含む）で雇用されている場合は、当該資金に係る研究等への専念義務がないこと。

**※本学または前任校において、実施資格（交付申請資格）を有している者が、助手任期満了等によりその資格を喪失する場合は、本学の非常勤講師または招聘研究員等研究員・招聘研究教授（センター・研究所等）に嘱任され、研究推進部長の承認（「資格確認申請書」を提出）を受ければ、採択課題（新規採択・継続）の研究代表者として研究課題を実施できることとする。**